

## 発議第5号

別紙のとおり散骨場等の設置について規制を求める決議をする。

平成26年9月30日提出

発議者 三島市議会全議員

## 散骨場等の設置について規制を求める決議（案）

三島市は、富士箱根伊豆国立公園の玄関口に位置しており、富士山や箱根山からの伏流水がつくり出す清冽なせせらぎと、箱根西麓から市街地に至るまで豊かな緑に恵まれた自然環境の中で、第4次三島市総合計画の将来都市像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」を実現するため、市民との協働により、まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

このような中、近隣の熱海市や御殿場市において、民間企業による散骨場の設置及び運営に関し計画がされ、驚きや不安の声が広がっている。この問題に対応するため、両市では当該施設の設置について規制する条例の整備が図られている。

散骨については、現行法令での規制がないとはいえ、散骨施設には、風雨による粉骨の飛散、地下浸透に対する強い抵抗と、風評被害による地域のイメージダウンに対する強い不安があり、農作物への影響と価格の下落、地下水や河川環境への影響、定住化の後退などが懸念されるほか、近隣自治体に影響が拡大することも予想される。

これを規制するに当たり、条例の提案権は市長及び議員の双方に属しているが、義務を課し又は権利を制限する条例については、関係機関との調整や執行の前提となる規則の制定権が議会にないことから、とりわけ本件については、市長が提案することが妥当であると判断される。

よって、三島市長においては、市民がその地域で安心して生活できるよう、三島市内における散骨場等の設置について、速やかに規制されるよう強く求める。

以上、決議する。

平成26年9月30日

三 島 市 議 会